新型コロナウイルス感染拡大防止施設 利用ガイドライン

- ·富谷市総合運動公園
- ・西成田コミュニティセンター
- ·大黒澤苑

令和3年11月25日付改訂版 富谷市教育委員会生涯学習課

新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン

(新しい生活様式に基づく利用ガイドライン 11月25日~適用)

国の基本的対策方針等の見直し(11月19日)に伴う宮城県の要請内容等が変更されました。 本ガイドラインにつきましては、11月1日適用からの改訂事項等はございません。

<u>施設ご利用の際は、ガイドラインを遵守し、引き続き感染予防対策に努めていただきますよう</u> お願い致します。

【全施設共通事項】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。
- マスクの持参をお願いいたします。 (入館中、スポーツを行っていない際は、着用にご協力願います。)※ 窓口での貸し出し、販売は行っていません。
- 屋外で、人との十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、マスクをはずしても 構いません。
- ▼スク着用の場合は、強い負荷の運動は避け、こまめな水分補給を行ってください。
- 当日の利用者の情報を、利用者名簿にご記入し提出をお願いいたします。 なお、団体等の場合は、代表者が参加者全員の情報を把握し、一ヶ月程度の保管をお願いい たします。
- こまめな手洗い、手指の消毒をお願いいたします。
- リストに沿って体調のセルフチェックを行っていただき、該当する項目がある場合は、利用 を控えていただく場合もございます。
 - ・ 軽度であっても体調不良(発熱、咳、咽頭痛等)の自覚症状がある場合
 - ・ 同居家族、身近な知人に感染者、または感染を疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 2 週間以内に政府から入国制限,入国後の観察期間を必要とされている国,地域等へ の渡航歴がある場合
- 窓を開けるなど、換気の良い状態での利用をお願いいたします。利用状況および天候等に応じて、適宜換気を行いますのでご了承ください。貸切利用の際は、利用代表者の判断で適宜換気を行っていただくようお願いいたします。
- 運動・スポーツをしていない間も含め、利用者同士の十分な距離を保っていただくようお願いいたします。
- 運動・スポーツ中の大きな声での会話、応援等はお控えください。 また、エントランスホール、廊下等での長時間の会話、飲食等もご遠慮願います。
- 不特定多数を集客するイベントの開催については、事前に生涯学習課にご相談ください。 また、参加者には、厚生労働省提供の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の活 用を促していただくようお願いいたします。
- 施設利用 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設への速やかな報告をお願いいたします。
- その他、教育機関(小中学校等)からの指示、感染防止のため施設が定めた措置を厳守していただくようお願いいたします。
- 予約利用の場合であっても、宮城県内に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が発令された場合、またはワクチン接種会場として使用する場合など、利用予約をキャンセルさせていただく場合がありますことをご了承ください。

富谷市総合運動公園

【スポーツセンター・武道館アリーナ、更衣室(シャワー)】

- 観客席は、間隔(最低1m以上)を空けて使用するなど、適切な感染予防措置がとれる配置で ご利用ください。
- 観覧席で飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど、 感染リスクを避けてご利用ください。 ロビー等共有スペースでの飲食は、引き続きご遠慮願います。(水分補給は除く)
- 更衣室、シャワーの使用にあたっては、密を避け、短時間でのご利用をお願いいたします。

【スポーツセンター・武道館会議室】

● 会議室内で飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【トレーニング室】

- 登録会員のみ利用可能。
 - 使用にあたっては、下記のとおり協力をお願いいたします。
 - 概ね90分以内の利用としますが、極力短時間での利用にご協力願います。
 - ・ 随時換気を実施しております。
 - 機器ごとに設置している消毒液で使用後の消毒協力をお願いしております。
- トレーニング室利用時は、無理のない範囲でマスクの着用をお願いいたします。 適宜水分補給や休息をとりながらご利用ください。

【エントランスホール・幼児運動室】

- 幼児室の使用は、引き続き休止といたします。
- エントランスホール、廊下等での長時間の会話、飲食等はご遠慮願います。

【テニスコート】

- 観客席は、間隔(最低1m以上)を空けて使用するなど、適切な感染予防措置がとれる配置で ご利用ください。
- 観覧席で飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど、 感染リスクを避けてご利用ください。

【スポーツ交流館】

- 会議室内で飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置 にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。
- □ビー等共有スペースでの休憩、飲食等は引き続きご遠慮願います。(水分補給は除く)
- 更衣室、シャワーの使用にあたっては、密を避け、短時間でのご利用をお願いいたします。

【レクリエーション広場】

● 飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

西成田コミュニティセンター

【施設内での飲食について】

- ホール、和室での飲食を可能といたします。
 - ※ 飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【ホール1・ホール2】

● 机をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【和室(もみじ・さくら)】

- 和室内にあります座布団の使用は禁止とさせていただきます。
- 座卓をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【調理室】

- 宿泊を伴わない施設利用の際は、利用を可能といたします。
- ご利用の際は、密を避け、十分な距離を保ってご利用ください。

【大浴場・小浴場】

● 利用人数を制限し、浴場内での会話を控えるなど、感染リスクを避けてご利用ください。

【東屋】

● 飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【宿泊利用】

引き続き 利用休止とさせていただきます。

【カラオケ及び楽器の利用について】

- カラオケを使用する場合
 - ・マイクは使用者が変わる都度、アルコール等で消毒してください。
 - ・マイクを複数人で使い回して歌う事は避けてください。
 - ・リモコン、タブレット端末、カラオケ機器もこまめに消毒してください。
 - ・人と人との間隔は2メートル(最低1メートル)の距離を確保してください。
 - 前後で人が重ならないように(正面に座らないように)実施してください。
- 歌唱や息を吹く楽器を使用する場合
 - ・人と人との間隔は2メートル(最低1メートル)の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように活動してください(正面や向かい合わせに座らない)
 - ・3つの密 (密集・密接・密閉) の回避を徹底してください。

大黒澤苑

【施設内での飲食について】

- 大和室、研修室での飲食を可能といたします。
 - ※ 飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【大和室】

● 座卓をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【研修室1·2】

● ご利用の際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【給湯室】

- 利用の制限はありませんが、調理を目的とした利用はご遠慮ください。
- ご利用の際は、密を避け、十分な距離を保ってご利用ください。

【庭園】

● 通常通り 9:00~17:00までの間、散策いただけます。

【カラオケ及び楽器の利用について】

- カラオケを使用する場合
 - ・マイクは使用者が変わる都度、アルコール等で消毒してください。
 - ・マイクを複数人で使い回して歌う事は避けてください。
 - ・リモコン、タブレット端末、カラオケ機器もこまめに消毒してください。
 - ・人と人との間隔は2メートル(最低1メートル)の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように(正面に座らないように)実施してください。
- 歌唱や息を吹く楽器を使用する場合
 - ・人と人との間隔は2メートル(最低1メートル)の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように活動してください(正面や向かい合わせに座らない)
 - ・3つの密(密集・密接・密閉)の回避を徹底してください。

上記決定事項につきまして、感染症の発生状況等により変更が生じた場合には、随時お知らせいたします。

- ~新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン改訂経過~
- 令和2年6月1日施行
- 令和2年6月19日一部改訂(ステップ2)・施行
- 令和2年7月10日一部改訂(ステップ3)・施行
- 令和2年7月30日一部改訂 · 8月1日施行
- 令和2年8月31日一部改訂 · 9月1日施行
- 令和2年9月17日一部改訂 · 9月19日施行
- 令和2年11月30日一部改訂・12月1日施行
- 令和3年3月22日一部改訂・3月23日施行
- 令和3年4月12日一部改正・施行
- 令和3年5月10日一部改訂・5月12日施行
- 令和3年6月10日一部改訂・6月14日施行
- 令和3年7月8日一部改訂・7月12日施行
- 令和3年8月12日一部改正・施行
- 令和3年8月18日一部改訂・8月20日施行
- 令和3年9月10日一部改訂・9月13日施行
- 令和3年9月29日一部改訂・10月1日施行
- 令和3年10月27日一部改訂・11月1日施行
- 令和3年11月25日一部改訂・施行

《参考》

市が主催するイベント・会議等に関する実施方針(令和3年11月25日以降)

令和3年11月24日改訂

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨

この実施方針は、国の基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言及び新型コロナウイルス感染症分科会の方針等を踏まえ、市民等の生命と安全を確保するため、市が主催するイベントや会議等を実施する場合の基本的な考え方を示すもの。

なお、この実施方針の内容については国の基本的対処方針や県主催イベント・会議等の考え方等の 見直し内容を踏まえ、適宜見直しを図るもの。

2 市主催のイベントについて

(1) 基本的な考え方

- ○イベントの開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。
- ○感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- ○1,000人を超えるイベントの主催時には都道府県に事前相談する。
- ○入退場や共用部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- ○マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き50%以内とする。
- ○すべてのイベントについて、適切な感染防止策が整わない場合は、原則中止または延期を含め慎重 な対応をする。

<イベント開催制限等について>

	感染防止安全計画 (注 1) 策定	その他 (感染防止安全計画を策定しないイベント)
人数上限 (注3)	収容定員まで	<u>5,000人又は収容定員50%の</u> <u>いずれか大きい方</u>
<u>収容率 (注3)</u>	100% (注2)	<u>大声なし:100%</u> <u>大声あり:50%</u>

- (注1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの
- (注2) 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」の担保が前提
- (注3) 収容人数と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(2)イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク
	(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さな
	いことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、
	個別に注意、退場処分等の措置を講じる。
	※大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、⑦反復・継続
①飛沫の抑制(マスク着用や	的に声を発すること」との定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を拡大ないくざいとは「大声を以上に対策する。
大声を出さないこと)の徹底	<u>は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当するこ</u> ととする。
<u> </u>	※大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常
	に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではな
	いため、対策を徹底すること。 ※飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発す
	るような、大音量のBGMや応援なども含む。
	※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民
	の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。
	口こまめな手洗手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコー
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<u>ル等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施)</u>
O 1 /// 1 JH WHENTIFF WAY	<u>口主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的か</u>
	<u>つこまめな消毒の実施</u>
	口法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換
②協与の数字	気(1時間に2回以上・1回に5分間以上)の徹底
<u>③換気の徹底</u> 	※室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 ※国は関係はよるより記載の発気を開ける可。
	<u>※屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</u> ※必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
	口入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間
	差入退場等)の実施
	口休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線
	確保等の体制構築
④来場者間の密集回避	※入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシ
	ティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合
	<u>わない程度の間隔を確保する。</u> ロ大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を
	伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の
	<u>確保</u>
	※「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合できるだけ2)
	m、最低1m)空けること。 口飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を
	<u> </u>
	□食事中以外のマスク着用の推奨
多数会 不知阻	□長 <u>学中以外のドスッ省用の指文</u> □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高める
<u>⑤飲食の制限</u>	ため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛
	※発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マ
	スクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策
	ができる環境においてはこの限りではない。

	-
飲食の制限(つづき)	口自治体等の要請を踏まえた飲食・酒類提供の可否判断(提供する
	場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)
	□有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控
	えるなど日常からの出演者(演者・選手等)の健康管理を徹底す
	<u> </u>
	<u>※体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</u>
	口練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する演者間での感染
⑥出演者等の感染対策	<u>リスクに対処する。</u>
	※練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、演者間の適
	切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。
	□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触し
	ないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除
	<)
	<u>□入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握</u>
	※接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス(Bluetooth
	やQRコードを用いたもの等)を活用。
	※原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・
	連絡先等の把握を徹底。
	□入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場 □入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場
<u>⑦参加者の把握等</u>	できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に
	<u>防止</u>
	※チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルす
	<u>ることを周知すること。</u>
	□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染
	防止の注意喚起
	177 PAIGE

(3) 各場面における新型コロナ感染防止等のポイント

- ①基本的な感染防止対策の実施
- ○マスクを着用 (ウイルスを移さない)
- ○人と人の距離を確保(1 mを目安に)
- ○感染リスクが高まる「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に
- ○3密を避ける、大声を出さない

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1:飲酒を伴う懇親会等場面2:大人数や長時間に及ぶ飲食場面3:マスク無しでの会話

場面4:狭い空間での共同生活 場面5:居場所の切り替わり

②換気の実施

寒冷時期は暖房器具を使用し室温18℃以上、加湿器を併用し室内の湿度40~60%を維持【窓がある場合】

- ○空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする
- ○回数は、毎時2回以上確保する
- ○窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開け、窓とドアの間に空気の流れをつくる
- ○扇風機や換気扇を併用したり工夫すると、換気の効果はさらに上がる

【機械換気がある場合】

- ○換気量をさらに増やすことは予防に有効であることから、冷暖房効率は悪くなるが、窓やドアを 開けたり、換気設備の外気取入量を増やす
- ○通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけなので、別途換気を確保

【乗り物の場合】

○エアコンは「内気循環モード」ではなく「外気モード」にする

3 市主催の会議について

- ① 実施する場合は、規模の縮小や感染防止対策を徹底すること(2の(2)感染防止対策事項を 参照)
- ② ウェブ会議等も積極的に活用すること

4 職員の出張等について

- ① 業務上出張せざるを得ない場合は、最小限の人数で、混雑や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止対策を徹底すること
- ② 感染拡大傾向のある地域への出張等は避けること

5 参考資料

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年4月22日)で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月4日)で示された「新しい生活様式の実践例」
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」(10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分 科会資料)
- ④ 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年11月19日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)